
令和7年 第1回(定例)高鍋町議会会議録(第5日)

令和7年3月17日(月曜日)

議事日程(第5号)

令和7年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第18号 令和7年度高鍋町一般会計予算
- 日程第11 議案第15号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第12 議案第16号 高鍋町下水道条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第20号 令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 令和7年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 令和7年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 令和7年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 令和7年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第26号 令和7年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第21 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第22 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第18号 令和7年度高鍋町一般会計予算
- 日程第11 議案第15号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第12 議案第16号 高鍋町下水道条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第20号 令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 令和7年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 令和7年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 令和7年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 令和7年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第26号 令和7年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第21 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第22 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1 番	日高	正則君	2 番	森崎	英明君
3 番	橋	重文君	5 番	春成	勇君
6 番	兒玉	秀人君	7 番	中村	末子君
8 番	永友	良和君	10 番	森	弘道君
11 番	加藤	秀文君	12 番	檜原	富子君
13 番	松岡	信博君	14 番	緒方	直樹君
15 番	田中	義基君	16 番	古川	誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永	恵子君	事務局長補佐	永友	優一君
議事調査係長	宮本	敦子君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木	敏之君	副町長	……………	小山	圭一君
教育長	……………	奥村	昌美君				
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………					横山	英二君
財政経営課長	……………	野中	康弘君	建設管理課長	……………	芥田	賢治君
農業政策課長	……………	飯干	雄司君	農業委員会事務局長	…	杉	英樹君
地域政策課長	……………	山下	美穂君	危機管理課長	……………	宮越	信義君
会計管理者兼会計課長	……………					鳥取	和弘君
町民生活課長	……………	日高	茂利君	健康保険課長	……………	井戸川	隆君
福祉課長	……………	杉田	将也君	税務課長	……………	濱本	生代君
上下水道課長	……………	渡部	忠士君	教育総務課長	……………	岩佐	康司君
社会教育課長	……………	濱本	明俊君				

午前10時00分開議

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 14番。おはようございます。令和7年第1回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案が提案されましたので、本日3月17日午前

9時15分より、第3会議室において委員1名欠席と議長が出席、執行部より副町長と総務課の2名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今定例会に新たに提案されました案件は、同意第1号副町長の選任について及び同意第2号固定資産評価委員の選任についての2件です。

執行部より説明を受けましたが、意見はなく、その後、議会事務局より日程についての説明があり、この2件を追加提案することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（古川 誠） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第7号

日程第2. 議案第8号

日程第3. 議案第9号

日程第4. 議案第10号

日程第5. 議案第11号

日程第6. 議案第12号

日程第7. 議案第13号

日程第8. 議案第14号

日程第9. 議案第17号

日程第10. 議案第18号

○議長（古川 誠） 日程第1、議案第7号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第10、議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算についてまで、以上10件を議題といたします。

本10件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。総務厚生常任委員会委員長報告。只今から、総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和7年第1回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第7号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、議案第9号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第10号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、議案第11号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用

に関する条例の一部改正について、議案第 12 号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第 13 号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 14 号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 17 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 18 号令和 7 年度高鍋町一般会計予算中関係部分についての 10 件です。

審査日程は 3 月 7 日から 12 日までの休日を除いた 4 日間、7 日、11 日、12 日は委員 7 名全員出席、10 日は 1 名欠席の 6 名、議長はオブザーバーとして出席で、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第 3 会議室にて審査を行いました。

また、3 月 12 日午前 10 時より、議案第 18 号令和 7 年度一般会計予算中関係部分について、高鍋駅舎大規模改修の現地調査を行いました。

執行部から提出された資料を基に詳細な説明を受けた後、委員より多くの質疑をさせていただきました。

それでは、審査の結果及び結果の報告を議案順に行わせていただきますが、審査いたしました議案本数が多く、説明も質疑・答弁の内容もともに多岐にわたりますので、ここは特筆すべき要件に絞って報告させていただきます。

まず、議案第 7 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。令和 6 年人事院勧告に基づき、扶養手当、地域手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の支給要件、支給額等を改めるとともに、再任用職員である定年前再任用短時間勤務職員に対し住居手当を支給することを可能とするための条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、扶養手当となる子の年齢は何歳までかとの質疑に、22 歳となった年の 3 月 31 日までが対象であるとの答弁。

委員より、管理職員特別勤務手当のところで特定任期付職員を採用する考えはあるかとの質疑に、今のところはありませんとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第 7 号高鍋町一般職の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。令和 6 年人事院勧告に基づき、暫定再任用職員に対し住居手当を支給することを可能とするため、条例の一部を改正するものとの説明がありました。

質疑に入り、質疑はなく、討論を求めましたが、討論はなく、議案第 8 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 9 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。近年多発する自然災害の発生に伴い、総務省から職員が災害応急作業等

に従事した際の手当の支給に関し適切に対応する旨の助言があったことに伴い、同手当の支給を可能とするため、条例の一部を改正するものとの説明がありました。

質疑に入り、災害応急作業等に当てはまらない作業はあるのかとの質疑に、安全かそうでないかで対象が決まる。なお、事務作業は当てはまらないとの答弁。

質疑を終了し、討論あり、議案第 9 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 10 号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。仕事と生活の両立支援の拡充への取組の一環として、国家公務員と同様、子育てをしている職員のうち超過勤務の免除となる子の要件を緩和し、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正するものとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、職員が実際に利用するためにどうしていくかとの質疑に、これから利用する職員のケースに応じて対応していくとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第 10 号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。マイナンバー制度を活用した関係機関がそれぞれ保有する個人情報のオンライン化による提供及び取得、いわゆる情報連携が可能な事務及び情報の範囲について、新たな事務に迅速に対応できるようにするために、これまで法律で定めていたものを省令により定めることとすると改正されたため、影響が生じる規定を改正するものとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、情報連携を行うための基準はあるのか、それとも各担当課の裁量で決まるのかとの質疑に、総務省の省令を基準に情報連携を行うとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第 11 号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。本町の会計年度任用職員が部分休業を取得する際の 1 日当たりの経過措置後は、事業所の保育士の人数に合わせた対応となるとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第 13 号高鍋町地域型保育事業の……。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） すみません、ちょっと飛ばしました、ページを。

次に、議案第12号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。本町の会計年度任用職員が部分休業を取得する際の1日当たりの取得可能時間の上限について、国の同制度に準じて所要の改正するものとの説明でありました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了し、討論あり、議案第12号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課から説明を受けました。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の規定の準備を行うもので、食事の提供の特例の一部改正、小規模保育事業所における職員配置基準の改正、連携施設に関する特例の改正との説明がありました。

質疑に入り、委員より、高鍋町の小規模保育事業所はどこのかの質疑に、ヒマワリ保育園であるとの答弁。

委員より、保育士の確保はどのように考えているのかの質疑に、保育士確保を支援する補助事業を検討中との答弁。

委員より、職員配置基準の経過措置が終了後、保育士が確保できない事業所に対してどう対応していくかとの質疑に、経過措置後は事業所の保育士の人数に合わせた対応となるとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第13号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課から説明を受けました。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもので、連携施設に関する特例の改正、連携施設経過措置の延長について、法の施行の日から起算して15年を経過するまでの間において適用することとするものとの説明がありました。

質疑に入り、質疑はなく、討論を求めましたが、討論はなく、議案第14号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務課から説明を受けました。刑法の一部改正に伴い、懲役と禁錮が一本化され、拘禁刑が創設されたことに伴い、本町の条例においてこれらの刑の種類が用いられている規定について同様の改正を行うものとの説明がありました。

質疑に入り、質疑はなく、討論を求めましたが、討論はなく、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次から、議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算中関係部分についてです。

まず、財政経営課からです。

令和7年度当初予算は、2月に町長選挙を控えていたことから、義務的経費等を中心とした骨格予算として編成している。予算の編成に当たり、財政の健全性を維持し、真に必要な事業を見極め、緊急的・優先的に取り組まなければならない事業を選択し、将来世代に過度の負担を先送りしない持続可能な財政運営を行うことを基本方針とし、令和7年度一般会計予算は歳入歳出それぞれ112億1,000万円となり、前年度と比較して6,800万円の増となったとの報告を受けました。

歳入の概要として、町税は固定資産税が減となりましたが、町民税、軽自動車税、町たばこ税の増等により、前年度と比較して1,265万8,000円の増となっているとのこと、地方交付税は前年度と比較して1億1,955万6,000円の増となっているとのこと、歳出の概要として、民生費は前年度比1億9,305万7,000円増となっているとのこと、商工費は前年度比3億3,775万7,000円の減となっているが、ふるさと納税推進事業費3億円の減によるものとのこと、教育費は前年度比1億5,845万4,000円増で、総合運動公園野球場改修事業費、児童生徒用タブレット・パソコン更新による増額となっているとの詳細説明、報告がありました。

質疑に入り、委員より、コリンズ検索システムはどのようなシステムかとの質疑に、これまで企業が受注した公共工事をデータ収集するシステムとの答弁。

委員より、電子入札システム使用負担金が減となった理由はとの質疑に、利用する団体が増えたことで利用料負担額が調整され、減となったとの答弁。

委員より、マイクロバスを利用するための手段はとの質疑に、グループウェアで管理し使用状況を把握している。その使用状況を見て調整し、日程を組むこととしているとの答弁。

委員より、予算編成時、各課からどのくらいの要望額になっていたかの質疑に、120億円強になっていたとの答弁。

次に、福祉課です。

歳出の概要として、社会福祉総務費は地域福祉に係る事務費等を計上しているとのこと、民生委員・児童委員関係で、令和7年度は民生委員・児童委員の一斉改選の年となっている。委員の任期は1期3年で今年の11月30日をもって任期満了となるとのこと。

次に、重層的支援体制整備事業費は、本町においては令和4年度から令和6年度まで重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、令和7年度からの本格実施に向け準備を進めていたとのこと、令和7年度からの本格実施に伴い、これまで高齢者、障害者、子ども、生活困窮の各分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業の補助金等が一体化す

るとともに、多機関協働アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能が追加され、一括交付されるとのこと、令和7年度当初予算から国の重層的支援体制整備事業実施要綱に基づいた予算編成としたとの説明を受けました。

歳入の概要として、児童福祉費負担金、公立・私立保育園の保育料は令和7年度の収入見込額で計上しているとのこと、国・県の負担金補助金の増減は前年度実績見込みとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、重層的支援体制整備事業の委託先に必要な研修を受けるよう指導は行うかの行うのかとの質疑に、必要な研修は行ってもらっているとの答弁。

委員より、重層的支援体制整備事業の委託先である社会福祉協議会が全て対応できるかとの質疑に、重層的支援体制整備事業は対象者と対象者に係る全ての関係者が連携して対応する。全てを社会福祉協議会が行うものではないとの答弁。

委員より、避難行動支援システムの利用方法はとの質疑に、3か月に一度情報を取り込み更新している。また、本人の合意を得た上で地区ごとに名簿を渡すなどし、情報を提供しているとの答弁。

委員より、手話の奉仕員養成研修期間及び人数目標はあるかとの質疑に、目標人数はないが今年は12名が応募している。なお、研修期間は2年であるとの答弁。

次に、上下水道課です。

令和7年度についても積極的に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する啓発活動の推進と合わせた補助事業の推進により、さらなる生活排水の浄化につなげていくことの報告がありました。その負担金補助及び交付金は、合併処理浄化槽への転換22基と単独処理浄化槽の撤去2基の補助金、合わせて1,132万8,000円を計上しているとの説明がありました。

質疑に入り、町独自の浄化槽設置補助はあるかとの質疑に、15万円を上乗せして補助を行っているとの答弁。

次に、町民生活課です。

歳入の概要として、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金として294万6,000円計上、近年処分量が増加傾向となっている海岸漂着物について、市町村等での処理に係る経費を対象に、環境省の補助制度を活用して宮崎県が市町村等へ間接補助を行うとのこと。

歳出の概要として、令和7年度当初予算は骨格予算であることに加えて、前年度にコンビニ交付システムの導入を完了したことや、西都児湯環境整備事務組合負担金の減などにより、歳出予算の総額は前年度と比較して1,987万9,000円、4.3%減少との説明を受けました。

質疑に入り、委員より、コンビニ交付運営負担金の算定根拠はとの質疑に、コンビニ交付に参加する区市町村ごとに一定額が決まっているとの答弁。

委員より、畜犬登録の内容はとの質疑に、飼い犬の名前、性別などの基本情報や狂犬病予防注射の有無を登録するとの答弁。

委員より、食品ロス削減するための具体的な内容はとの質疑に、UMKアプリを利用して、フードドライブや関係情報を発信しているとの答弁。

委員より、不法投棄等のごみ処理の手数料が増額されているが、不法投棄が多いのかとの質疑に、不法投棄が増えたのではなく、海岸の漂着物処理費を含めたため増となっているとの答弁。

次に、会計課です。

町民の財産であり、また町全ての事業経費でもある公金を収納ほか支払いのための審査等を行う課として適正で効率的な会計事務の執行を行うための経費の計上、指定金融機関事務取扱手数料及び昨年１０月から導入された公金の振込に係る手数料が増額となるとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、収納等手数料が減となった理由はとの質疑に、コンビニ収納やＱＲコードの利用が増えたのが要因と考えるとの答弁。

委員より、口座振込手数料はどの程度の件数を見込んでいるのかとの質疑に、高鍋信用金庫で９，０００件、その他金融機関で２万件を想定しているとの答弁。

次に、総務・選挙管理委員会です。

歳入の概要として前年度比６，６８３万１，０００円の増、システム標準化事業に対する国庫補助金であるデジタル基盤改革支援補助金が４，３２９万２，０００円増えていること、令和７年１０月に行われる国勢調査に係る県委託金と夏に予定されている参議院議員選挙に係る県委託金を計上していることが増加要因である。ふるさとづくり基金廃止に伴い、利子及び配当金並びに総務寄附金の予算費目も廃止したとのこと、歳出の概要として前年度比１億９，２５２万７，０００円の増、職員給与及び共済費等システム標準化関係事業等、地域ＤＸ推進関係事業などが主な増額要因、そのほか国勢調査費及び参議院議員選挙が新たに計上している。予算の割合としては約６０％が人事管理に係るもの、約３０％が電算管理ＤＸ推進に係るものとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、国勢調査の委託先はとの質疑に、県から町が委託を受け、町が調査する人を公募するとの答弁。

委員より、ハラスメント相談を民間に依頼するとの説明だが、予算は足りるのかとの質疑に、見積りを取っている予算であるとの答弁。

委員より、広報誌がデジタル化し全戸配布停止となれば、行政事務連絡員はどうなるのかとの質疑に、全戸配布停止となれば、行政事務連絡員の仕事はなくなるため廃止となると考えるとの答弁。

委員より、ＤＸ化の推進のメリットは具体的にどのようなことがあるのかとの質疑に、社会福祉協議会が報告書作成業務で５０時間削減できているとの報告を受けているとの答弁。

次に、税務課です。

主な歳入について、個人町民税だが、例年どおり前年度の調定見込額から算定した額を予算計上し、個人均等割は前年度と比較して３．２％、所得割は約２．１％の増、法人町民

税は例年どおり前年度の調定見込額から算定した額を予算計上し、法人均等割は前年度と比較して3.3%、法人税割は約14.6%の増となっている。また、固定資産税は現年課税分の土地、家屋、償却資産とも前年度の調定見込額から積算した額を予算計上しており、前年度と比較して土地が3.3%の増、家屋が約2.4%増、償却資産は約16%の減となっている。町たばこ税は前年度と比較して1.7%増となっているとの説明がありました。

歳出の概要として、税務総務費、賦課徴収費とも一般的な税務事務に関する経費と町税の賦課徴収に係る経費を計上しており、ほぼ前年度と変わらないが、家屋評価システム、申告支援システムのシステム標準化対応に要する費用、はがきを圧着するためのメールシーラーの新規リースに要する費用の増により、前年度と比較して約3.4%の増となっているとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、コンビニ等発行手数料の根拠はとの質疑に、新富町、川南町の実績を参考に予算計上しているとの答弁。

委員より、軽自動車購入が増えたかとの質疑に、台数的には伸びていないが、重量税や乗り換えで税増となっているとの答弁。

委員より、町たばこ税が増えているのはとの質疑に、販売店舗が増えているのではとの答弁。

次に、地域政策課です。

歳入の概要として、総務費県補助金で地方バス路線等運行維持対策事業補助金が前年度比269万5,000円増、増減理由は燃料等の経費高騰による赤字額増加による。宮崎県ひなた暮らし実現応援事業補助金が前年度比225万円の増、増減理由は移住予定者の増加による。雑入で、デマンド交通運賃収入が前年度比24万円の増、増減理由は利用見込者の増によるものと説明を受けました。

歳出の概要として、令和7年度の当初予算は前年度と比較して大幅に減少している。高鍋駅舎大規模改修が終了したことによる事業費の減が主な要因であるとの説明を受けました。

質疑に入り、なぜ未登記物件を登記する必要があるのかとの質疑に、未登記のままだと審査できず、空き家を利活用することができないためとの答弁。

委員より、デマンド交通の利用増加の根拠はとの質疑に、分析中であるが、利用増加の傾向があるため増としているとの答弁。

委員より、高鍋町観光協会が高鍋駅舎内に事務所を移転すると聞いている。事務所の借り上げ料家賃を請求すべきと考えるがとの質疑に、指定管理者が施設に常駐することを想定している。また、観光案内所を高鍋町観光協会事務所として使用することについては、当該団体が特定非営利活動法人であり、その設立目的と活動は公共性が高いものであることから、使用料の徴収については考えていないとの答弁。

委員より、高鍋駅舎のイベント開催による成果で乗降客の増加が図られるかとの質疑に、指定管理者の業務としてイベントなどの交流活動がある。これらの実施により、駅周辺の

にぎわい創出、交流人口・関係人口の増加の促進を今回図ることとしているとの答弁。

委員より、年間1,000万円の委託管理料を払って、年間イベントの成果、参加利用者数をどのように判断するかとの質疑に、指定管理者より各種イベントを企画ごとに参加数を提出してもらい、随時その効果の検証をしていきたいとの答弁。

委員より、高鍋駅舎の乗降客が増えない場合、どのような対策を高鍋町観光協会は計画、予定しているかとの質疑に、各種イベントへの参加が伸び悩みがあるなどという場合には、その効果検証結果を基に、これらの企画の開催の在り方や周知広報等につきまして、役場と指定管理者とで協議・検討をしていきながらよりよい取組につなげたいとの答弁。

次に、健康保険課です。

重層的支援体制整備事業費は、相談支援等の事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するもの、健康増進事業費は健康教育、健康相談、歯周疾患、肝炎ウイルス、がん検診などの事業に関する経費、新規事業として妊婦歯科検診を実施することにより、現行の保育園でのフッ素塗布事業、乳幼児健康相談の歯科検診を補助対象事業とすることができる。同じく新規事業として1か月健診を実施する。国が、出産後から就学時までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、5歳児健診とともに全国での実施を進めているとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、高齢者クラブが1クラブ減っているが、その他のクラブの状況はとの質疑に、役員の成り手が少なくクラブ維持が難しくなっているとの答弁。

委員より、自殺対策はとの質疑に、広報活動のほか職員を対象に100名ほどゲートキーパー講座を受けているとの答弁。

委員より、生活支援コーディネーターの業務内容はとの質疑に、支援を必要とする高齢者にボランティアをマッチングさせる。なお、支援内容は傾聴、ごみ出しなどであるとの答弁。

次に、危機管理課です。

歳入の概要として、交通安全対策特別交付金は近年の実績に応じて予算計上しており、前年度と比較して17.5%の減となっている。西都児湯消費生活相談センター負担金は、運営に係る費用のうち、県補助金の対象外となる経費を構成市町村から負担金として徴収するもので、人件費の増に伴い前年度と比較して62.5%の増との説明を受けました。

歳出の概要として、防災行政無線の操作卓などの機器の更新と、機能強化として防災アプリ音声合成装置、落雷破損回避の3つの機能を追加する費用を計上しているため、令和6年度と比較して増額となっているとの説明を受けました。

質疑に入り、全国では災害備蓄品が足りないと言われるが、高鍋町はどうかとの質疑に、食料も含め全体的な数量が足りていない。ベッドやテントも含め、避難生活の環境が改善されるよう図っていくとの答弁。

委員より、交通指導員は足りているのかとの質疑に、1名辞められ現在募集しているが、

まだ確保できていない。これからも継続していくとの答弁。

委員より、防災アプリを町民にインストールしてもらう方策はとの質疑に、広報誌で知らせていくとの答弁。

委員より、消費生活相談センターの補助が令和7年度で終了だが、今後どうするかとの質疑に、トラブルが年々増加しており、今後も必要な事業であることから、新たな予算を要望し、財源確保していきたいとの答弁。

次に、議会事務局、監査事務局です。

会計年度任用職員は、フルタイムから短時間に変更しているが、昨年度は9か月分の予算だったため増、研修会負担金も行政視察に負担金が発生する市町村が多くなったため増、また議員共済組合負担金の負担率の減、令和7年度は姉妹都市が来町される年に当たり、費用弁償や旅費が減となったため全体の予算は減となっているとの説明を受けました。

質疑に入り、会議録編集委託が減となった理由はとの質疑に、通年の実績を見て予算計上しているとの答弁。

これで全ての審議を終了し、討論あり、議案第18号令和7年度一般会計予算中の総務厚生常任委員会関係部分については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○議長（古川 誠） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 11 号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 12 号高鍋町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 13 号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 14 号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 17 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 18 号令和 7 年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 3 番。それでは、文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和 7 年第 1 回定例会におきまして文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第 18 号令和 7 年度高鍋町一般会計予算中関係部分についての 1 件です。

審査日程は、3 月 7 日から 3 月 12 日までの休会日を除いて 4 日間、議員は、3 月 7 日、1 名欠席ほか委員 7 名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記の事務局職員出席

の下、第1会議室にて審査を行いました。

執行部から、議案予算書説明資料を基にタブレットを活用した詳細な説明を受けた後、委員から多くの質疑をさせていただきました。

また、報告順序は付託議案審査実施順にさせていただきます。

それでは、審査の経過及び結果の報告を順に行わせていただきますが、報告するものは説明も質疑・答弁の内容も多岐にわたりますので、ここはその特筆すべき要件に絞って報告をさせていただきますことを御容赦願います。

また、今回の審査については、老瀬地区加志揚ため池と県営栲瀬地区圃場整備事業状況を現地視察いたしました。

議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、まずは農業委員会事務局です。

歳入は、農業委員会等に関する法律に規定する事務を円滑に処理するための農業委員会等交付金、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するための農地利用最適化交付金、独立行政法人農業者年金機構から農業者年金に係る事務を受託していることに伴う農業者年金業務委託金など、また、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年度から農業委員会事務局が登記関係事務を行わないため手数料収入はないとの説明。

支出は、農業委員、農地利用最適化推進委員の委員報酬、会計年度任用職員の報酬、新たに導入予定のタブレット端末の購入費用及び通信料との説明。

質疑に入り、役務費の郵便料がゼロになり通信料が上がったというのはタブレット導入との関係があるのかという質疑に、郵便料については、令和5年度、6年度で地域計画を策定するためアンケート等を行う必要があり、郵便料が発生していたが、地域計画が策定され今月末に告示するため郵便料は必要なくなった。また、通信料については、タブレット導入に伴い発生するもので、全く別のものであるとの回答。

次に、地域政策課です。

文教産業建設常任委員会部分は、商工・観光関係部分です。

歳出は、令和7年度当初予算は前年度当初予算と比べると減少で、主な要因として、ふるさと納税寄附目標額を減額したことによる事業費の減などによるものと説明、商工業振興費は、企業誘致や物産振興など商工業の振興に係る経費のほか、中小企業の支援に係る予算を計上、ふるさと納税推進事業費は、ふるさと納税に関する事業費ですが、前年度より納税・寄附目標額を減額したことにより、事業費も前年度より減額を計上、観光費は、スポーツキャンプ、観光イベント、観光施設等の維持管理及びふるさと応援大使に関する経費ですが、今年度新たに日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会事業費負担金462万3,000円を計上したとのこと。

歳入は、令和7年度新たに日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会事業に伴います国からの交付金の追加があるとの説明。

質疑に入り、創業支援事業補助金60万円、上限20万円の3件の状況はどうかと

いう質疑に、毎年3件を超える応募が来ており、今年度に関しても7件の応募があり、審査会を設けて3件補助対象ということで審査の上補助金を交付、事業をするということで申請していただいていたのに補助金を出していた3件の方も、交付を受けなかった4件の方も事業は行っているとの回答。

ふるさと納税額が昨年より上がった要因とシステムのポータルサイトの手数料等が変わったことはないかとの質疑に、ふるさと納税額が昨年より上がった要因として、今まで言われてきた肉類の強化を進めてきたこと、またキャノン製品も通年通して出せるようになったところを要因かと回答。

ポータルサイトの手数料は寄附額に対して何%と決まっているので、予算額の減少はあるが、大きく何が変わったということはない、業者を替えたということもないと回答。

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会についてですが、どのような事業を進められるのかの質疑に、事業の内容としては大きく分けて日本遺産新商品開発事業、旅行商品造成事業、イベント造成事業、PR環境整備事業となっているとの回答。

次は、上下水道課です。

上下水道課関係は、都市下水道の管理に関する予算と一般会計からの下水事業会計への繰出金に関する歳出予算です。高鍋町では都市下水道が整備されており、断面を阻害する堆積土砂の撤去などの維持管理を複数年のローテーションで計画的に行っており、令和7年度につきましても、路線ごとにしゅんせつ等の維持管理作業を行っていく予定との説明、令和7年度では4路線5か所について対処が必要なしゅんせつ等作業を実施、また、一般会計からの下水道事業特別会計への繰出金を計上とのこと。

質疑に入り、都市下水道管理手数料が昨年より予算は減っているようだが、計画的にある中でこのような数字になったのかという質疑に、計画的に進めている部分もあるが、予算編成時点で路線を全て確認し、新たに堆積している部分があるところについては、新年度の予算で配慮していくということで、今回の路線を計画していると回答。

次は、社会教育課です。

高鍋神楽の国指定に向けた取組として、後継者育成を強化していくための費用として、郷土芸能及び文化財愛護少年育成謝礼として10万円を計上、埋蔵文化財係の所管では、南国宮崎の古墳景観活用協議会の負担金を計上、美術館では美術館の管理運営に関する費用として、主なものは会計年度任用職員の報酬、地域おこし協力隊2名の採用をしたいと考え、男性1名、女性1名の2名の採用を計上、2人とも海外での活動実績もあり、これまでの経験を生かし、本町の子どもたちへの指導や地域の活性化に力を発揮してもらえると考えているとのこと、屋外の運動施設の管理運営費である総合運動公園費では、令和9年度に開催されます宮崎国スポの軟式野球競技の会場となる高鍋総合運動公園野球場の整備に関する費用を計上。

歳入は、県補助金の国民スポーツ大会開催会場整備補助金として1,500万円、その他整備に関する補助金については、建設管理課において社会資本整備総合交付金事業での

歳入を計上。

質疑に入り、町営球場に2億円かける割には、県は1,500万円しかくれないのかという質疑に、補助が分かれている、県補助金と社会資本整備総合交付金で分かれています、社会資本整備は一括で建設管理課のほうで申請を出すので、歳入に関しては建設管理課で計上されていると回答。

高鍋神楽伝承後継者育成謝礼であるが、どのように後継者の育成を、どのように協力していくのかという質疑に、既に町内に2名しかいない後継者が子どもたちを集めて神楽の指導を行っているので、後押しするための謝礼を計上したとの回答。

美術館における海外経験の地域おこし協力隊委託ですが、具体的にどのような活動をしていくのかの質問に、アーティスト・イン・レジデンス、いわゆる作家者、芸術家の方を町に招いて、子どもたちへの創作活動の補助や今までの経験を生かし、芸術を活用した地域活性や情報発信等を地域おこし協力隊にお願いできないかと考えているとの回答。

次は、建設管理課です。

歳入では、防衛施設周辺道路改修等事業補助金として、茂広毛平付・高岡線、神祭野坂の道路改良工事の防衛省補助で、令和6年度と7年度の継続事業ですが、令和6年度が約2割、令和7年度が約8割の補助金となるため、令和6年度に比べて大幅増とのこと、公園整備事業費補助金は国民スポーツ大会に向けた町営球場本部席建屋改修工事に対する補助金であり、歳出は社会教育課予算にて計上、住宅費補助金、空き家対策総合支援事業補助金は危険空家評定表を基に評定を行い、周囲への影響度が大きい老朽危険空家と判定された空き家について所有者が除却を行った場合の国の補助金を計上、河川費委託費で国交省が管理の小丸川、宮田川に設置されている水門等の操作委託金を計上、建設等耐震改修等補助金は、先ほど国庫補助金の住宅補助金での木造住宅の耐震化などに関わる補助金の県の補助金も計上、河川費委託費で県が管理しています宮田川、切原川に設置されている水門等の操作委託金を計上。

歳出では、能登半島地震以降耐震に対する問合せが多いため、建築物耐震改修等事業補助金の増額、空き家の所有者が除却する場合の空き家対策総合支援事業補助金も計上、防衛施設周辺道路改修等事業費は、令和7年度、令和8年3月に完了予定の神祭野坂を含む町道茂広毛・高岡線の改修工事を計上。

質疑に入り、空き家対策審議会の活動状況はどうなっているのかの質疑に、昨年に1回審議会を行ったのですが、審議会を行って特定空家・危険空家について特定空家として認定しているかどうか、審議会の主な内容ですが、次の空き家というところを模索しているところで、そこが決まればまた審議会を開きたいと回答。

町道茂広毛平付・高岡線の改良工事は、以前キャノンのとき予定した工事の続きなのか、全く新しい工事なのかの質疑に、神祭野工区は前の予算内での工事で、雲雀山工区は過去に実施した未改良区間で、令和7年度防衛施設周辺道路改良等事業補助を受けて行うと回答。

国土交通省管轄水門10か所、県管轄水門9か所の操作委託はどうなっているのかの質疑に、国土交通省管轄水門は建設業協会高鍋支部に委託、県管轄水門は町担当課でやっているという回答。

耐震診断13万円が10件、総合支援メニュー耐震設計プラス耐震改修115万円が4件、危険ブロック塀等除去促進事業23万7,000円が1件計上されているが、町民から要望が来ているのかの質疑に、前年の実績、能登半島地震以降問合せも多いので、見込みで計上と回答。

総合支援メニュー、耐震設計プラス耐震改修を使って改修された方はいるのかの質疑に、令和5年は1件、令和6年は2件の3件であったと回答。

次は、教育総務課です。

まずは歳入は、公立学校情報機器整備事業費補助金にて、令和2年度に導入しました児童生徒用タブレット・パソコン更新の費用計上。

歳出では、米沢市・高鍋町青少年交流事業に関する経費ですが、この交流事業は平成6年度に開始していましたが、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響で中断しており、令和7年度より本町から米沢市を訪問することで、交流事業を再開するための費用を計上、地域学校協働本部事業費は保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映させる組織である学校運営協議会、コミュニティ・スクールと学校と地域が連携する地域づくりを目指す地域学校協働本部の活動に要する予算で、東区・西区に各1名ずつ配置している地域学校協働活動推進員、会計年度任用職員2名の報酬等の増、教育振興費は学校教育サポート体制を充実強化させるための経費で、教育支援センターなでしこルーム職員1名の勤務時間数の増、週10時間から週35時間に伴う会計年度任用職員の報酬や、令和2年度に購入したタブレット・パソコン更新整備に係る費用などによるものにより、前年度より増。

質疑に入り、タブレットの更新整備に係る費用が約9,900万円と高額となっているがとの質疑に、児童一人一人の端末の更新であると回答。

米沢市・高鍋町青少年交流事業は、来年度は高鍋町に来られるが、ホームステイさせるのかの質疑に、お互いホームステイはさせないということで協議していると回答。

学校サポートなでしこルーム体制を充実強化させるため、教育センター支援員1名の勤務時間数の増となっているが、不登校が増えているのか、今の人員では難しいのかの質疑に、どちらもで、なでしこルーム在籍する子が多くなっており、1人の先生が担当する児童生徒の数が多くなっているためと回答。

地域学校協働活動推進員、会計年度任用職員2名の役割はとの質疑に、東区・西区で1名ずつ配置されており、推進員が地域の方をお願いして、例えばアカウミガメの講話、エイサー指導、芋掘りの体験、そろばん指導など、子どもたちにいろいろな体験をさせて、年間を通して学校がより充実した活動をするため、いろいろな指導者の仲介をお願いする人であると回答。

最後に、農業政策課です。

畜産費では家畜に対する各種予防接種を計上、農地費は農業用排水路等の施設の維持管理、農業政策課が所有する施設、公用車等の維持管理に要する経費、土地改良団体等への負担金を計上、老瀬地区の基盤整備事業、老瀬地区にあります加志揚ため池環境レッドリストの絶滅危惧２類（ＶＵ）に掲載されているオニバス及びノタヌキモを保護するための委託事業を計上、一ツ瀬土地改良事業の施設更新作業が現在行われており、この事業が令和１４年度の完了目標となっており、この完了後に国営事業費の負担金を国に納めることとなっていることから、一ツ瀬川土地改良事業費として国営土地改良事業償還金基金積立金も計上、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団事務経費負担金も計上。

質疑に入り、豚熱ワクチン接種補助金は続けるのかとの質疑に、やめてしまうと農家の負担になるので続けていく予定との回答。

国営土地改良事業償還金基金積立金で、現在、高鍋町では何かやっているかの質疑に、市の山地区でバイパス管の工事をやっているとの回答。

国営土地改良事業償還金基金積立金ですが、令和２年度時点の総工事費は１２０億円であったものが、４年たった１４７億円と２７億円増えています。完成までにあと８年ほどかかりますけど、金額の方は収まるのかという質疑に、令和２年の設計の数字でコロナがあり、その後に急激な物価高騰、資材高騰もあり、急に上がっておりますが、令和１４年までこのような調子で上がっていくとは、そこまでないと思いますが、一ツ瀬のほうもいろいろと工法も考えている。今の段階では多少上がるのではと想像していると回答。

一ツ瀬川営農飲雑用水施設整備事業はあと何年続くのかという質疑に、今回の牛掛け送水ポンプにあっては２年で行えますけど、その後何年かで悪いところは修繕を行うということを知っていると回答。

これで全ての質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第１８号令和７年度高鍋町一般会計予算中の文教産業建設常任委員会関係部分については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

議案第１８号令和７年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する全ての質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。１１時２０分より再開いたします。

午前１１時０９分休憩

.....

午前11時18分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

これから、1 議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 7 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第 7 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第 8 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 7 番、中村末子。議案第 9 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今、全国では様々な災害が多発しています。能登地方は、地震とゲリラ豪雨による二重

の災害、東日本地震津波災害地域の大船渡地域では、ようやく安定したかに見えたところに、山林火災により避難を余儀なくされた方々がいます。

その対応は自治体職員が当たります。昼夜を問わず対応しなければならない実態が目の前にあると、どうしても、誰にも不満の持っていきようのない住民は、自治体職員に当たることがあるかもしれません。

この条例が改正されたとしても、一部の職員へ過重な負担をかけさせない職員訓練が求められてきます。災害時には全員の職員が対応できる体制構築をお願いしたいと思います。一部の職員への過重負担を避けることも求められているものと考えます。避難者等への対応できる、そのためには必要な予算措置だと考えます。

この一部改正により、災害時などの対応が全て終わるわけではありません。住民に対しても日頃から、自分で自分の命を守る術をしっかりとお願いすることも必要です。この前の地震で、アンケートの結果、「避難しなかった」や「3日分の食料と水を持って逃げることは困難」など、多くの声がありました。

職員への災害対応比重が大きくなることは仕方のないことかもしれませんが、できるだけ分散しての対応ができることをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第9号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第10号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第 11 号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 7 番、中村末子。議案第 12 号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

育児休業を取りやすく、復帰しやすい職場環境を構築することが、今、社会に求められているのではないのでしょうか。それは、会計年度職員も同じです。子どもを産み育てることは簡単なことではありません。現代社会では、男性が子どもを抱っこする光景は当たり前の社会になりましたが、それでも職場復帰することは大変だと思います。

一部改正されたからと、本当に子育てに役立てられるのかというと、それは私には分かりません。できれば、育児や介護での休暇を余儀なくされた状況でも、給与、待遇、保障をはじめ、サポートできる支援体制も必要ではないのでしょうか。

休暇を取ったのはいいが、職場に自分の居場所がなくなったという事例はどこにでもあります。少しずつではあっても、育児休暇等が取りやすい、保障されたものであるべきだと私は考え、賛成の討論といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第 12 号高鍋町職員の育児

休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１３号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第１３号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１４号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第１４号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１７号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１７号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、歳入の財産運用収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入内の約11万円は、商工会議所が町有地に商工会館を建設した借地料の年間金額です。

高鍋町の駐車場は行政財産ですが、それを普通財産に用途変更し、固定資産税相当額という安い価格で貸し付けることは、商工会議所への利益供与と考えます。

続いて、総務費、財産管理費、借上げ料、商工会館借上げ料の892万8,000円は、教育委員会が商工会館に入居する1年分の費用です。

家賃が毎月74万円で、30年間の合計2億6,700万円も払う契約については、高鍋町が、会議所が使用する面積も含め、商工会館全体の建設費用を負担しているようなものです。このような不当な契約は、商工会議所への利益供与と考えます。

次に、総務費、財産管理費、委託料、商工会館警備委託39万6,000円は、商工会館に入居する教育委員会の警備費1年分です。

安全性は商工会議所が保障すべきと考えます。高鍋町にとって不必要な支出と考えます。

続いて、商工費、高鍋町観光協会補助金878万円は、観光客の増加数や費用対効果も確認できず、NPO法人に民間委託する必要性は見当たりません。単なる補助金の消化団体となっております。

次に、教育費、教育振興費、委託料、キャリア教育支援センター設置運營業務委託450万円は、商工会議所に事業を委託しているにもかかわらず、商工会館のテナント料や駐車料金で月々約6万円を払わされております。それでは商工会議所への家賃の二重払いと考えます。

最後に、委託料、施設管理委託料、高鍋駅交流拠点施設管理業務委託1,000万円の管理者に、高鍋町観光協会が決まりましたが、観光協会にその能力はなく、協力業者に任せるのが前提です。

高鍋町観光協会には補助金878万円と今回の委託管理費1,000万円で、合計1,878万円という、費用対効果のない多額の予算を使うことになります。

それに、観光協会の事務所を駅に移すと聞きましたが、高鍋町は高鍋駅舎大規模改修工事に約2億円の費用をかけております。

キャリア教育支援センターが商工会議所に事務所家賃を払っているのであれば、観光協会は当然高鍋町に家賃を払うべきと考えます。商工会議所に家賃を払って高鍋町には家賃

を払わせないというのでは、町民の税金を預かる行政として不適切な会計処理と考えます。

商工会議所と観光協会は、黒木町長の政治活動を支える支援団体です。今回の高鍋駅舎の委託管理行為も町長の公私混同、便宜供与に見えてしまいます。高鍋町の財政状況を考えれば、少しでも無駄な予算は省くべきときに、事業の費用対効果も考えず、膨れ上がる予算は大変危険だと考えます。

以上のことから、黒木町長にこれらの事業費の縮減と是正を求め、議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算については、反対いたします。

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、永友良和議員。

○8番（永友 良和君） 8番。議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

まずもって、今回は骨格予算ではありますが、新規事業も含めそれぞれの分野で、要望に応じて、そして限られた予算の中で、職員の皆様方の本当に苦労が伺える予算編成となっていると、私は考えます。

今後、6月議会等で、肉づけ予算も補正予算も提案されてくると思いますが、その場合も、町民の要望やニーズに沿った予算編成をお願いし、賛成の討論いたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

多種多様な生き方を容認しなければいけない社会状況にあって、重層的支援体制整備事業は必要な施策だとは思いますが。それを社会福祉協議会などへ委託して、本当に人材確保はできているのか疑問には感じております。

秋田県藤里町では、僅か2,300人余りの人口で180名余のひきこもり状態の人がいて、それを解消するきっかけは、1人の女性がどうにかしなければという思いからだったと聞き及んでおります。社会福祉協議会の事務長などからは、難しいのではとの疑問があっても突き進み、国の支援プログラムを活用し、第一歩を踏み出し、数年かけてようやくひきこもりの方々が動き出したそうです。

骨格予算であっても、扶助費などをはじめ、多くの賛成できる箇所はたくさんございます。学校への予算も、福祉や農業などの支援予算も本当に大切です。

しかし、この案件には、本来ならJRが主導して行うべき駅舎改修工事において、それを委託される観光協会は、自分たちでは直接できない事案と分かっているながら、イツノマへの委託をする予算が上がっています。イツノマの業務提案の内容は、高鍋の状況を全く理解されていない提案シミュレーションです。

また、駅舎へ観光協会が移転する話は、寝耳に水です。それも家賃はただというのですから、町長に付度した予算としか言えません。

高鍋町は自分の土地に商工会議所を建てさせ、家賃を30年間高鍋町が払い続けるという、商工会議所への並々ならぬ思いやり予算としか言えません。

町長は、農業を第1次産業として、施政方針でも述べられていますが、実態はどうでしょうか。

しかし、反面、商店街通りはどうなっているでしょうか。

古い建物、空き店舗、空き地が増加しています。町長はいつも歴史観を持ったまちづくりをと言われていますが、どうしようもありません。子ども食堂など一部のボランティアの方々に支えられたまちづくりをどう評価できるのでしょうか。

商店街や福祉は個人の力、駅舎を改築、蚊口浜の磯亭をリニューアルするために法則さえも変えていく。このようなことが許されているのでしょうか。もっと住民の意見に耳を傾けてほしいと感じているのは私だけでしょうか。

町民はもう既に諦めかけています。その理由は、町長の姿を町内で見たことがないことだそうです。町長は、町長室はいつもオープンですと言われますが、そこから町民が見えますか。

臼杵町長時代に、私はたまたま早くに町長に用事がありましたので自宅にお電話をおかけしました。時間は7時でした。そのとき、夫は既に出ました、歩きですのと言われ、慌てて町長室にお伺いしたところ、窓から駐車場付近を見ておられました。

私は町長にお願いしたい。予算は本当に大切です。高鍋町も我が家の予算と思うことはできませんか。イツノマの提案書、みんな見ていただけましたか。これじゃあ高鍋町が侮辱されている企画と言わざるを得ません。涙が出ます。そのような予算を到底容認できるわけはございません。

私は自らががんにかかり、このように復帰できるとは考えられませんでした。しかし、入院して感じたのは、町民の方々の温かい言葉、職員の優しさなどを考えたとき、何としても町民こそ主人公と言える笑顔のあるまちづくりができるように頑張ることを再決意いたしました。

だからこそ、この予算には、全体からすると僅かの予算であっても、賛成することは町民に対する背信行為と考え、反対の討論といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第18号令和7年度高鍋町一般会計予算については、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第15号

日程第12. 議案第16号

日程第 13. 議案第 19 号

日程第 14. 議案第 20 号

日程第 15. 議案第 21 号

日程第 16. 議案第 22 号

日程第 17. 議案第 23 号

日程第 18. 議案第 24 号

日程第 19. 議案第 25 号

日程第 20. 議案第 26 号

○議長（古川 誠） 日程第 11、議案第 15 号高鍋町水道事業給水条例の一部改正についてから、日程第 20、議案第 26 号令和 7 年度高鍋町下水道事業会計予算についてまで、以上 10 件を議題といたします。

本 10 件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（田中 義基君） 15 番。令和 7 年第 1 回定例会におきまして、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました案件は、議案第 15 号高鍋町水道事業給水条例の一部改正について以下条例改正が 2 件、議案第 19 号令和 7 年度高鍋町国民健康保険特別会計予算以下特別会計予算が 6 件、議案第 25 号令和 7 年度高鍋町水道事業会計予算、そして、議案第 26 号令和 7 年度高鍋町下水道事業会計予算の計 10 件です。

審査は 3 月 5 日から 7 日の 3 日間、6 日と 7 日のみ委員 1 名欠席で 13 名の委員出席、そして、担当課長はじめ職員、要点筆記事務局員、議長参加の下、第 3 会議室において行いました。

説明資料を基に詳細な説明を受け、委員からは質疑が数多くありましたが、そのうちの一部の報告にとどめますことを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について、議案順に行います。

議案第 15 号高鍋町水道事業給水条例の一部改正につきまして、上下水道課から、全国的な水道整備、管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における課程の追加や、事実上の実務経験年数の見直しを行う等のため、水道法施行令が施行されます。

高鍋町水道事業給水条例で定めている資格要件についても、その施行令を参酌して必要な改正を行うものとのことで、詳細な説明を受けました。

質疑に入り、この資格保持者について、ほかの職場への異動が難しくなっているのではとの質疑に、現在のところ、当町では計画的に技術者をラップさせる手法での配置がなされているので、今後も支障は生じないと判断しているが、短いタームでの異動があり、技術の習得とか技術者の蓄積が難しくなっている自治体があるとは聞いているとのこと。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決

すべきものと決しました。

議案第 16 号高鍋町下水道条例の一部改正につきまして、これも上下水道課から、特定施設を設置する工場または事業場からの排出に対する水質基準が変更されたことから、下水道法施行令の同部分を参酌している高鍋町下水道条例における関係部分を一部改正するもので、今回の水質基準の変更内容は、大腸菌群数、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、3 項目の基準の変更との説明でした。

質疑に入り、特定施設の特定事業所は町内ではどことの質疑に、施設は細かく分類されているが、高鍋町に該当する事業所はキャノンさんだけで、その排水水質は十分にクリアしているとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 19 号令和 7 年度高鍋町国民健康保険特別会計予算につきまして、健康保険課から、本会計の予算の総額は前年度と比較すると 1.8 %の増となっている。例年、予算編成については、現在の財政運営の主体である県が示した額に基づいて行っていましたが、実績との誤差があることから、令和 7 年度については、本町の令和 6 年度の実績も併せて考慮して行ったため、予算の総額は微増となっているとのことでした。

歳出の総務費、総務管理費で、会計年度任用職員が 2 名減となっているが、2 名をそれぞれ保健事業費及び後期高齢者医療特別会計での支出に振り替えたもので、実数としては変化がないとのこと。

疾病予防費で、若年健診の適用年齢を 19 歳から 16 歳に引き下げ、受診率アップを図ることとしていること、また、令和 7 年度から特定保健指導未利用者対策として、勧奨通知やLINEを用いた生活習慣改善プログラム事業に取り組むとのことでした。

質疑に入り、若年健診の適用年齢を 19 歳から 16 歳に引下げとあるが、どう受診率が上がることになるのかとの質疑に、保護者と一緒だったらお子さんも一緒に健診を受けてくれることになるだろうし、若年の方に健診の経験をしてもらえることになるという面と、特定健診の受診率は 40 歳以上を対象としているが、子どもさんのためだったら保護者も動いてもらえ、受診もしてもらえることになり、結果、受診率が上がってくればという思いだとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 20 号令和 7 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、同じく健康保険課から、本会計の予算の総額は、前年度当初予算と比較すると 2.3 %の増だが、要因は被保険者数の増加と考えている。また、保険料率は 2 年に 1 回の改定となっており、本年度の改定はありませんとのこと。

歳入の健診受託事業収入につきまして、後期高齢者医療広域連合からの事業収入を特別会計で受け入れるのではなく、一般会計で受け入れるよう変更したものの説明でした。

質疑に入り、受託事業収入について一旦一般会計で受け入れることの意味はとの質疑について、1,000万円を超えると特会はインボイス対象となり、税金がかかる可能性があるようだが、一般会計では該当しないらしく、これまで額を抑えていた受託事業収入について、二度手間になるが、一旦一般会計に振って特会に繰り入れることにするものかどうかのことでした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算につきまして、同じく健康保険課から、要介護の判定のための審査会を3町で設置しているもので、その事業費用を各町が均等割及び高齢者数に応じて負担している。被保険者数の減や介護予防事業の効果からか、年々審査件数は減少傾向にあり、予算総額も減となっているとのこと。

歳出で、審査会の開催回数の減少により委員報酬は減、会計年度任用職員の報酬は人事院勧告等の影響で増となっているとの説明でした。

質疑に入り、委員から、審査会の回数の減ということだが、その回数で審査件数は十分に対応できるのかとの質疑に、一月の開催を8回から7回とするものだが、高齢化は進んでいるが、被保数は減っているので、実績からも賄えると判断しているとのこと。

また、審査会委員の負担を考えると開催手法の検討も必要ではとの質疑に、今後はウェブ会議での開催も検討できると考えていますとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号令和7年度高鍋町介護保険特別会計予算につきまして、同じく健康保険課から、歳入について、介護予防一体的実施事業受託収入は、後期高齢者医療特別会計と同様、インボイス制度への対応のため、一般会計で受けるよう変更したもの。

歳出の計画策定委員会費は、第10期介護保険事業計画策定に向けて、日常生活圏域ニーズ調査を行うこととしていること。

また、地域包括支援センター運営事業及び生活支援体制整備事業は、重層的支援体制整備事業に統一するため、本年度から一般会計で計上したとのこと。

そのほか、保険給付費や地域支援事業費などのそれぞれの科目について、第9期介護保険事業計画に基づき予算を計上したとの説明がありました。

質疑に入り、健康状態が不明な高齢者宅訪問とあるが、それをどのように把握し、何件訪問しているのかとの質疑に、KDBデータベースのシステムからレセプトがない方が上がってくるので、そこから担当者が絞り込みをします。現時点で、対象者49件のうち48件を対応しているとのこと。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号令和7年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算につきまして、農

業政策課から、本事業は1市3町で平成21年度から事業を開始しており、平成25年度からは地区外送水についても新たに使用料金の徴収を開始し、現在に至っていると説明。

歳出は、施設管理費として、主に会計年度任用職員の報酬、修繕料、備品購入費、一ツ瀬川土地改良施設使用に伴う経費。

歳入は、主に用水使用料だが、近年の物価高騰による雑用水利用者の節水意識の向上や休業等により、雑用水使用料は年々減少している。

また、検針作業を主に行う会計年度任用職員の人件費については、国の人事院勧告により3年前の1.5倍になっている。これまで会計年度任用職員の人件費は特別会計から全額支出していたが、人件費の増額に伴い、会計年度任用職員の人件費の2分の1を一般会計から繰り出したいとの説明がありました。

質疑に入り、雑用水業務のみでなく、関連する農業政策課の一般業務の一部を担ってもらっているからとはいえ、会計年度任用職員経費の半額を一般会計から繰り入れる手法はいかがなものかとの質疑が多くありました。

答弁は、質疑・御意見を踏まえて、今後開催される一ツ瀬川雑用水管理連絡調整協議会の場で報告をし、対応について方向づけたいと考えますとのものでした。

質疑を終え、討論を求めました。賛成討論ではありましたが、一般会計からの繰入れという手法を取るのではなく、町としてどう対応すべきかの何らかの方向性を見出し、連絡調整協議会の場に表示して検討をもらい、その結果と対応を早い時期に議会に報告すべきであるとの意見が多く出されました。

そのことをこの委員長報告に盛り込んでおくべきだとの要請がありましたので、ここに申し添えておきます。

反対討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号令和7年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算につきまして、総務課から、高鍋町が事務局を務めている1市5町1村で共同設置された西都児湯固定資産評価審査委員会の運営経費を計上しており、歳入は、均等割と人口割で算定された各市町村からの審査委員会負担金と高鍋町分としての一般会計繰入金計上されている。

歳出は、固定資産評価審査委員報酬が主なものの説明がありました。

質疑に入り、共同設置以降の審査申立件数が少ないが、この審査委員会の存在が十分に認知されていないのではないのかとの質疑に、今後しっかり広報等にて啓発をしてまいりますとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第25号令和7年度高鍋町水道事業会計予算につきまして、上下水道課から、7年度業務予定量として、給水戸数、年間総配水量、1日の平均配水量及び建設改良費の第2条、今年度に発生することが予想される全ての収支である収益的収入及び支出の第3条、浄水場や配水管などの施設を新しく整備や改修する費用といった建設改良事業に係る予算

である第4条、債務負担行為の第5条、それぞれの条立ての説明を受けた後、第3条及び第4条の会計収支の内訳につき、詳細に説明を受けました。

収益的支出のうち、鬼ヶ久保中継ポンプ場の解体費用は、現在、町道東光寺・鬼ヶ久保線道路改良工事が行われており、当該施設が支障物件となり移設の必要があるためその解体費用を計上したもので、後日、建設管理課から補償費で補填をすることになるとの説明。

また、資本的支出では、工事請負費単独事業による配水管布設替えを4路線計画し、いずれも昭和50年代に布設された硬質塩化ビニル管から耐震管であるポリエチレン管への布設替えをするものとの説明でした。

質疑に入り、竹鳩浄水場更新の詳細設計に係る歳入国庫補助が少ないように思うがの質疑に、あまり高い率の補助金・交付金ではないが、水道事業の国の考えは独立採算制であり、国からの補助金の率は低いものであるが、補助金と交付金を組み合わせて経営の影響軽減を図るべく努力をした結果であるとの答弁。

将来を見据えた水道料金改定の予定はとの質疑に、これまでの料金収入は安定して推移しており、1人当たりの有収水量も減少傾向を示していないので、少なくとも事業期間中の12年度までは改定しなくても大丈夫と判断しているとのことでした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第26号令和7年度高鍋町下水道事業会計予算につきまして、同じく上下水道課から、水道事業会計同様、条立てによる2条、3条、4条、5条の説明を受け、それぞれについて内訳の詳細の説明がありました。

資本的支出で、処理場建設改良費の工事請負費として、高圧受変電設備機器の更新と返送ポンプ更新工事、直流電源装置蓄電池取替え工事を計上しており、受変電設備機器更新は、九州電気保安協会による点検により老朽化の指摘を受け更新を行うものとの説明。

質疑に入り、中継ポンプの汚泥引抜き作業があるがこの金額で足りるのかとの質疑に、中継ポンプ8か所のうち、特に汚泥がたまりやすい4か所を対象としている。専門業者から見積りを取り予算計上したとのこと。

浄化センターの管理運営委託先担当者の専門性・スキルは十分かとの質疑に、専門知識資格を持った常駐の3名で担っていただいているが、高い専門性・知識を要する職場ですのであまり頻繁に人事異動などをせずにとお願いをしているとのこと。

また、高鍋町でも埼玉県での道路陥没事故のような事態が発生し得るのかとの質疑に、本町の管の布設年数は比較的新しく、また、管の径も小さいので、あのような大規模陥没事故というのは起こり得ないと考えているとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

お昼になりましたが、このまま会議を続けます。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第15号高鍋町水道事業給水条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 賛成全員と認めます。したがって、議案第15号高鍋町水道事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町下水道条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第16号高鍋町下水道条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第19号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国は、高額療養費の見直しを先送りしました。しかし、現代社会では2名に1人はがんであるとの数字も出されています。また、心臓疾患などの内臓関係での疾患を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。国の政策にまずノーと言いたいと思います。

現在、県での一括国保運営ですが、町で考えた特定健診率向上のために、様々な工夫を凝らしながら頑張っている職員たちがいます。また、保険税が一気に上昇しない工夫をしていることも評価している内容です。

家庭訪問をして糖尿や腎臓疾患を起こさないための指導やアドバイスを高く評価したいと考え、賛成の討論としたいと思います。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第 19 号令和 7 年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号令和 7 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 賛成全員と認めます。したがって、議案第 20 号令和 7 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号令和 7 年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第 21 号令和 7 年度高鍋町

介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村 末子君） ７番、中村末子。議案第２２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

３年ごとに見直される介護保険ですが、国は増加する介護者に歯止めをかけていきたいと考えているようです。それは自治体でも同じです。誰しも自分の住んでいる家で最期を迎えたいと考えていますが大変です。

国は、当初は居宅介護の重要性を認識していましたが、それもやがて施設介護へシフトしてきました。しかし、国民年金などでは到底施設介護はできません。行けません。今になって地域での見守りなどとシフトしてきましたが、地域でのつながりはおおよそ消えてきました。高鍋でも例に漏れません。

できればいきいき百歳体操などを行っている地域に対しては支援する方向が欲しいです。お願いをして賛成討論といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第２２号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 賛成全員と認めます。したがって、議案第２２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２３号令和７年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２３号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第２３号令和７年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号令和７年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２４号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第２４号令和７年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号令和７年度高鍋町水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２５号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第２５号令和７年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号令和７年度高鍋町下水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２６号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第２６号令和７年度高鍋町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２１．同意第１号

○議長（古川 誠） 日程第21、同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第1号副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

現副町長の小山圭一氏から令和7年3月31日をもって退職したい旨の申出があり、これを承認することといたしました。

つきましては、新たに早瀬哲郎氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、早瀬哲郎。

生年月日、昭和48年5月7日、51歳。

現住所、宮崎市花ヶ島町新地橋1145番地5。

最終学歴、平成8年3月熊本工業大学工学部卒業。

職歴等、平成12年4月宮崎県職員採用、県議会事務局調査課、平成23年4月福祉保健部障害福祉課就労支援・精神保健対策室主査、平成25年4月福祉保健部福祉保健課主査、平成26年4月総務部人事課主査、平成29年4月商工観光労働部企業振興課副主幹、令和2年4月福祉保健部こども政策局こども家庭課主幹児童支援、令和5年4月人事委員会事務局職員課課長補佐、令和6年4月人事委員会事務局総務課課長補佐で現在に至っておられます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決します。本案は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号副町長の選任については、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後0時14分休憩

.....

午後0時16分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

日程第２２．同意第２号

○議長（古川 誠） 日程第２２、同意第２号固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第２号固定資産評価委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現固定資産評価委員の小山圭一氏の退職に伴い、新たに早瀬哲郎氏を高鍋町固定資産評価委員に選任したいので、地方税法第４０４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第２号を起立によって採決します。本案は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 賛成全員であります。したがって、同意第２号固定資産評価委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第２３．議員派遣の件

○議長（古川 誠） 日程第２３、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第２４．閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第２４、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 5. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第 2 5、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 6. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（古川 誠） 日程第 2 6、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和 7 年第 1 回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 18 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員